

建設業界から見た 廃棄物処理法に係る現状と要望



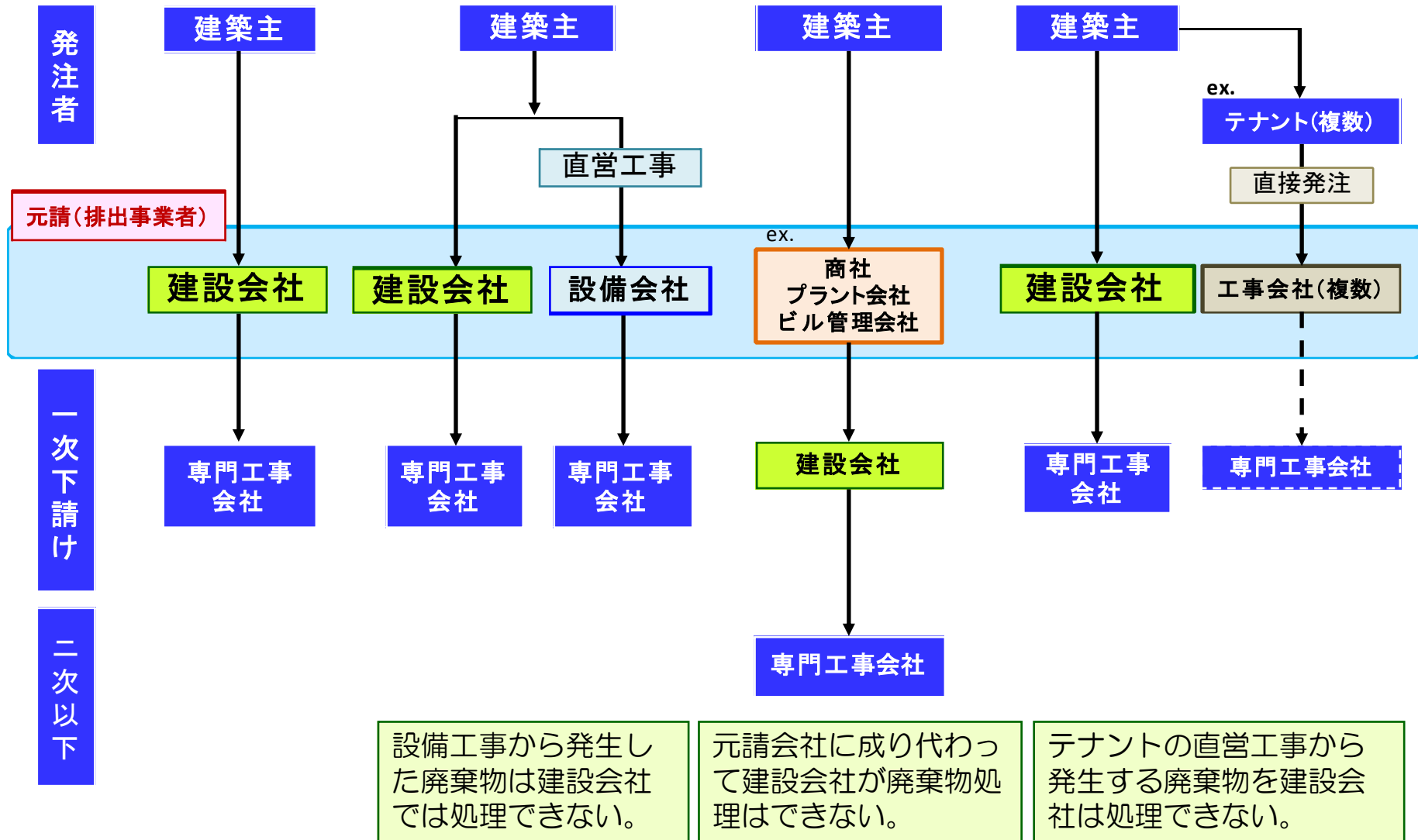
2016年6月15日

(一社) 日本建設業連合会

2010年改正における 建設廃棄物の排出事業者の明確化について

- ①建設廃棄物の排出事業者が元請に一元化されたことで、解釈の違いによる曖昧さがなくなり、大卒では、恐らく建設廃棄物の適正処理推進に寄与している。
- ②発注者が例えば、建築工事と設備工事等を分離して発注する場合、複数の元請業者が一の現場に混在することとなる。狭い現場で、2つ以上の保管場所を設け、それぞれ異なった収集運搬業者等が出入りすることで、管理が煩雑になっているとともに、無駄が生じている。
- ③建設会社ではない会社が元請となる場合は、片務的な覚書等で実質上廃棄物管理を建設会社が行うケースがあり、管理が煩雑になる。

建設工事発注形態



1. 適正処理の更なる推進のために

(1) 再生実態を把握できるようにする

<要望事項①>

中間処理業者には、売却品を含めたマテリアルフローの情報公開（搬出先の実名含む）を優良認定の条件に加える。

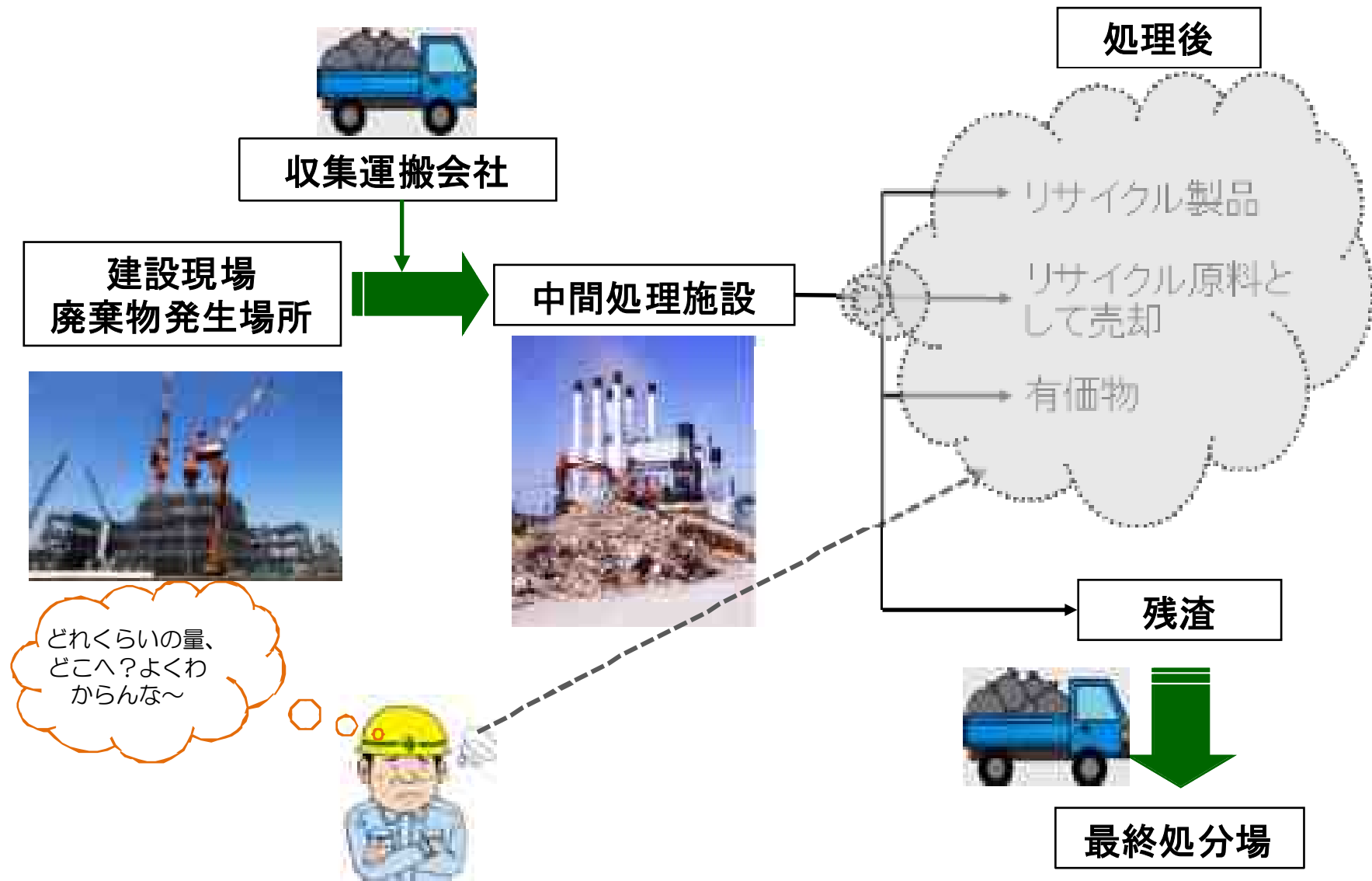
<要望事項②>

「再生事業者登録制度」を有意義な制度にするために、再生品の品質管理基準等を定めた上で、中間処理業者が再生品を売却する場合は、品目ごとの「再生事業者登録」を行うようにする。

<理由>

- ①中間処理業者が適正に再資源化もしくはは縮減を実施しているか否かの判断が難しく、排出事業者側からはそれらの実態が不明である。
- ②中間処理施設で「再生」し「売却」したとするものは、廃棄物処理法の規制外となるが、実態としては「売却」が不適正処理の隠れ蓑となっているケースが存在すると思われる。
- ③電子マニフェスト制度の強化はこの問題の解決には寄与しないと考える。

建設現場から排出される産業廃棄物のマテリアルフローのイメージ図



(2) 廃棄物処理に係る電子情報を一元管理する

<要望事項①>

紙マニフェスト情報の集計結果である交付等状況報告については、エクセル等の電子データで提出し、電子マニフェストデータとともに、JW-NETで一元管理する。

<理由>

提出した情報の活用状況が見えにくく、国・自治体など各行政から類似の報告を求められるケースもある。電子データを一元管理することで、ひとつの報告で済むようにすべき。

(3. その他の要望事項③とも関連)

<要望事項②>

廃棄物処理業者等の許認可情報を一元管理し、環境省のHP等で公開することにより誰でも閲覧できるようにする。

<理由>

現状、排出事業者が客観的に判断できる許可情報がない。

（紙の許可証では偽造されるケースがある）

要望事項①の情報と併せて管理することで、過剰な処理受託などの把握が可能となる。

2. 排出抑制及び温暖化対策

(1) 建設廃棄物のリサイクル促進のため、
現場内での「自ら処理」を幅広く認める

<要望事項>

元請会社が廃棄物を「自ら利用」するために現場内で破砕等の処理を行う際、元請会社の管理下であれば専門工事会社（下請業者）が作業をする場合でも元請会社の自ら処理と認める。

<理由>

建設廃棄物を自ら利用（コンクリート塊を再生砕石として利用、伐採木等建設発生木材をチップ化して利用等）するために処理をする場合、基本的には、下請業者による作業は認められていない。

建設工事においては、いかなる作業においても元請社員が直接作業を行うことはなく、「自ら処理」にその制約を課すのでは実質的に建設廃棄物の「自ら処理」が不可能となり、現場内でのリサイクルが阻害される。

(2)「自ら利用」における場外保管を積替え・保管として扱わない。

＜要望事項＞

現場で発生した廃棄物を「自ら利用」する際、現場の敷地条件により、利用するまでの間、当該再生品を現場内で保管できず、場外に保管場所を設けざるを得ないケースがある。

この場合は、積替え・保管としてではなく現場内保管と同様のものとして扱う（300㎡以上であれば事業場外保管届を提出）。

<理由>

建設汚泥等を処理して自ら利用を行う場合、建設工事の初期段階で汚泥が発生し、埋め戻し土等の再生利用は数ヶ月先になることが多い。

この場合、現場内に汚泥処理土を保管する場所が確保できないことが多く、現場外に保管しようとするすると積替保管基準が適用され、保管量が制約（1日平均搬出量の7倍以下）されるため、自ら利用を断念せざるを得ないケースがある。

(3) 廃棄物該当性判断における「市場価値の有無」について、輸送費を含めずに判断する

<要望事項>

現在、「市場価値の有無」は「輸送費を含めて有価か否か」にほぼ限定されているが、これを輸送費を含まず対象の製品（有価物）価格のみで判断する。

（ただし、輸送費が常識的に妥当な金額であること。また、それ以外のいかなる名目であろうと、有価性を打ち消す金銭の授受が認められる場合は、この限りではない。）

<理由>

有価性の有無が、事実上廃棄物該当性を判断する上でもっとも大きな要素となっているが、低価格製品の場合には輸送費が製品自体の価格を上回るケースがあり、「廃棄物」として扱わざるを得ず、結果としてリサイクルを妨げている。そもそも物の価値と輸送コストとの間には直接的な因果関係がないことから、輸送費を含めて有価性を判断することは合理的ではない。

3. その他の要望事項

- ①「建設汚泥」という語感ゆえに建設汚泥処理土が品質的には問題なくとも発注者および近隣住民から使用を敬遠されることが多い。
「建設汚泥」の呼称を「建設泥土」と変更する。
- ②廃棄物処理委託契約は、委託者と受託者の間で締結するが、その支払いについては廃棄物処理法上の規定はなく、1次下請会社等を経由して支払うケースがある。お金の支払いルートが曖昧であると、不法投棄や不適正処理の温床となる可能性があるため、支払いについては契約当事者間で直接行うものと規程する。

- ③多量排出事業者計画・報告書の作成にはかなりの手間と負荷がかかっているが、電子マニフェスト及び管理票交付等状況報告により実績は十分に把握・補足できると考えられるので、少なくとも報告は廃止する。
- ④建設工事において、海工事の貝殻、準備工事の除草、解体工事の残置物、火災廃棄物などの一般廃棄物がスポット的に大量に発生した場合、自治体の処理施設では受入れを断られるケースが多い。
こうしたものについては、同種の品目の産業廃棄物処理業許可を有する者に、産廃と同様の手続きで処理委託を可能とする。